

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 目標達成度評価シート

項目	基準	平成22年度	平成25年度	平成27年度 目標	評価
排出抑制 の推進	総排出量	288万t	289万t	290万t以下	(達成見込 ・ 達成困難) 平成25年度の時点で、平成27年度目標値を下回っており、達成見込みとなっている。
最終処分量 の減量	最終処分量	10.7万t	10.1万t	8.0万t以下	(達成見込 ・ 達成困難) 平成20年度との比較では緩やかに減少傾向にあるが、目標達成は困難な状況である。
再生利用 の推進	再生利用率	74.4%	73.7%	80.0%以上	(達成見込 ・ 達成困難) 平成20年度から平成25年度まで、再生利用率が上がっていないため、目標達成は困難な状況である。
市域内処理 の推進	市域外 中間処理量	33.6万t	42.3万t	30.0万t以下	(達成見込 ・ 達成困難) 中間処理の市域外処理への依存度が大きいため、目標達成は困難な状況である。
	市域外 最終処分量	6.0万t	5.6万t	4.0万t以下	(達成見込 ・ 達成困難) 最終処分の市域外処分量は、平成20年度から減少傾向にあるが、目標値とのかい離が大きく、目標達成は困難な状況である。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート①

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
施策の柱：1 排出抑制、リサイクル及び適正処理の推進		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
重点施策 1. 排出事業者指導の推進		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
<p>施策1-1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書に基づく指導の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書は、全て内容を確認し、記載内容の不明点は電話等により状況を確認した。 報告の内容から不適正処理(未許可施設での処分等)が疑われる場合、適宜立入調査等を実施し、必要があれば、処分業許可業者への指導等にも活用した。 	<p>(達成 おおむね達成 ・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出された報告書は全件確認を実施したが、報告書提出事業者は、市内全事業所に対し10%未満の低い割合で推移しており(表1-1)、未提出事業者に対する周知方法、委託基準等の遵守を啓発する方法を検討していく必要がある。
<p>施策1-2 産業廃棄物多量排出事業者からの実績報告の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出された産業廃棄物の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書について、平成23年度から26年度分まで本市ホームページに公開している。 建設リサイクル法に係る立入検査の際、排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底を指導した。 	<p>(達成 おおむね達成 ・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画書及び報告書について、排出量や再資源化率等の分析を行い、再資源化率が低い事業者への立入指導の実施、再資源化率向上のための周知及び講習会等に活用していく必要がある。
<p>施策1-3 大規模建築物所有者への分別排出、適正処理指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年に「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」を改正し、事業系廃棄物減量計画書及び処理実績報告書の提出義務対象を拡大した。 平成21年4月から新たに事業ごみ指導員を配置し、これら計画書等に基づいた立入指導を行っている。また、事業ごみ指導員からの依頼により合同立入調査を実施し、産業廃棄物の分別排出、再生利用等の徹底について指導している。 	<p>達成 ・おおむね達成 ・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該計画書及び実績報告書の提出率は向上する傾向にある。 今後も事業ごみ指導員との合同立入指導等を継続し、分別排出、再生利用等の徹底を図る。
<p>施策1-4 事業系ごみのリサイクル推進等のためのガイドブック作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、「オフィス店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」を作成し、これまでに排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し計1万部配布するとともに、本市ホームページへの掲載及び各区役所での配架を行った。 事業者から産業廃棄物等の処理方法に関する相談があった際は、ホームページ掲載先の紹介、当該冊子の郵送等により、適正な処理について周知した。 立入指導等の際に、ガイドブックを配布し、廃棄物の適正な分別・処理の推進を促した。 	<p>達成 ・おおむね達成 ・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入指導等の際にも、本ガイドブックを配布し、廃棄物の適正な分別・処理の推進を促すことができた。今後とも、ガイドブックを活用し、適正な分別・処理の徹底の周知等を行っていく必要がある。
<p>施策1-5 排出事業者を対象とした適正処理に関する講習会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、本市工事発注部局が主催する講習会(3回)及び清掃業務担当者説明会(3回)において、委託契約の締結及びマニフェストの交付等について周知した。 産業廃棄物の適正処理についての認識を深めてもらうための出前講座を実施した。 	<p>(達成 おおむね達成 ・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者に対し産業廃棄物の適正処理について認識を深めてもらうよう、今後とも様々な機会を捉えて、本取組を推進していく必要がある。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート②

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
重点施策 2. 建設工事現場における指導の推進		(達成) おおむね達成・未達成)
<p>施策2-1 建設リサイクル法に基づく届出書を活用した立入強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール期間(毎年5月、10月)に、立入調査を実施し、元請事業者に対し産業廃棄物を適正に処理するよう指導した。 ・大規模な建築物等の解体工事については、事業廃棄物課、建築安全推進課及び労働基準監督署との合同で立入調査を実施した。 ・平成26年度は、残置物の占有者による適正処理などを重点確認項目とし、適正処理を徹底するよう指導を行った。 ・石綿含有産業廃棄物の排出を伴う解体工事については、上記パトロール期間に関わらず、全件立入指導等を実施した。 	<p>(達成) おおむね達成・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施策について概ね計画に従い実施することができた。今後も引き続き立入調査を継続し、さらなる現場分別の徹底、リサイクルの向上等を図るべく、指導を行っていく必要がある。
<p>施策2-2 建築物等の解体工事における分別解体ガイドブックの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、ガイドブックの作成作業を進めており、平成27年度内に発行する見込みである。 	<p>(達成) (おおむね達成)・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックの完成後、立入調査の際等に、元請業者や下請業者に配付する。また、本市ホームページへの掲載や建設関係団体等への配付を通じ、周知・徹底を図る。
<p>施策2-3 汚泥現場内利用要領の見直しと届出書に基づく立入指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通省)」、「北海道地方建設汚泥利用マニュアル(北海道地方建設副産物対策連絡協議会)」の策定等を受け、平成24年度に、発生汚泥の化学的性状及び建設汚泥処理土の物理的性状に関する分析・確認方法の追加規定を中心とした「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」の改定と、「札幌市建設汚泥の処理業者に係る指導要領」を策定した。なお、平成24年度に工事監理室においても本市発注工事に係る「建設汚泥再生処理・再生材利用の実施要領及び基準」の改定を行った。 	<p>(達成) おおむね達成・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該要領に基づき、事業者から現場内自己利用に関する事業計画書が提出された場合、汚泥の再生利用が適正に実施されていることを現地確認し、必要に応じて指導を行った。 ・今後も、より一層の現場内再利用を図るべく、この取組を引続き行っていく必要がある。
重点施策 3. 産業廃棄物処理業者への立入指導		(達成) おおむね達成・未達成)
<p>施策3-1 収集運搬業者への立入指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業の新規許可及び更新許可申請時に、各処理業者の事業場に立入調査を行い、委託契約書及びmanifesto、帳簿等の適正管理を確認し、保管基準の遵守を指導した。 ・積替え保管施設を有している収集運搬業者については、立入計画に基づき、原則年1回以上の立入調査を行い、書類の確認に加えて、積替え保管施設の状況等についても確認した。 	<p>(達成) おおむね達成・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入計画に基づき、立入指導を行った。立入時、契約書、manifesto、帳簿の適正管理、保管基準の遵守を指導した。それにより、適正処理の推進を図った。引き続き指導を継続する必要があると考えられる。
<p>施策3-2 処分業者への立入指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処分業者については、立入計画に基づき、原則年1回以上立入調査を行い、契約書、manifesto、帳簿等書類の確認に加え、処理施設の状況及び維持管理状況等についても確認した。 ・不適正処理事案等については、繰り返し立入を行うなどして、改善指導した。 	<p>(達成) おおむね達成・未達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入計画に基づき、立入指導を行った。立入時、契約書、manifesto、帳簿の適正管理及び保管基準の遵守を指導した。それにより、適正処理の推進を図った。引き続き指導を継続する必要がある。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート③

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
重点施策 4. 優良処理業者の育成		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
施策4-1 優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・当該制度創設時、産業廃棄物処理業者約1,650社に対し文書で周知した。 ・本市ホームページに制度について掲載し周知している。 ・処理業者に対して、立入指導時に制度の紹介を行った。 	(達成 おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者に対して制度の周知を行った。その結果、優良処理業者は現時点で9業者(産廃収運業3、特管収運業3、産廃処分業3)となっている。 ・今後更に優良処理業者を増やすため、引き続き取組を継続する必要がある。
施策4-2 優良処理業者の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・優良産業廃棄物処理業者として認定された処理業者は、本市ホームページに掲載している。 ・「オフィス・店舗向け事業ごみ処理分別ガイドブック」において、掲載希望のあった優良収集運搬業者は、通常の処理業者とは別枠として紹介した。 	(達成 おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> ・優良処理業者について、ホームページで公表し、周知を行うことができた。 ・今後更に優良処理業者を増やすため、引き続き取組を継続する必要がある。
施策4-3 産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者には、必要な情報を公開するよう指導し、全事業者がホームページを開設した。 ・施設の立入時等にあわせて定期的にホームページの更新状況についても確認・指導を行った。 	(達成) おおむね達成 ・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる全事業者がホームページを開設した。ホームページの更新については、継続して指導していく。
重点施策 5. リサイクルの推進		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
施策5-1 建設系混合廃棄物選別施設の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、建設系混合廃棄物を含む産業廃棄物の排出及び処理状況の調査と、毎年、札幌市から排出される廃棄物量の推計を行った。その結果、現在のところ、市内の選別施設で処理能力を満たしていると推計されたため、選別施設の整備推進は必要性が低いと判断している。 	(達成) おおむね達成 ・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も同様の調査を実施し、建設系混合廃棄物の発生状況を定期的に確認した上で、処理能力に不足が認められた場合には既往施設の活用や、必要な施設の整備推進について検討する。
施策5-2 廃プラスチック類の排出状況等の調査とリサイクル施設の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に廃プラスチック類の処理経路等を調査した。その結果、市内の廃プラスチック類廃棄物の発生量は市内の処理能力を超過した。排出事業者、処理業者及び市公共工事で再生利用推進のための取組を検討する必要があると判断した。 ・札幌市リサイクル団地において、指導計画の方針に合致する条件で参入希望業者を募集した結果、参入予定の業者が廃プラスチック類等の処理を行う焼却施設を設置する予定である。 	(達成) おおむね達成 ・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・調査業務により、廃プラスチックの排出状況等の実態について、把握することができた。 ・今後も取組を継続し、リサイクル施設の整備推進に努める必要がある。
施策5-3 リサイクル施設の整備推進	新規事業を検討している業者に対しては、北海道の循環資源利用促進税に係る補助金制度について、周知した。 ・北海道のリサイクル施設の整備に係る補助金制度の活用を念頭に、札幌市リサイクル団地の空き区画への参入業者決定が円滑に行われた。	(達成) おおむね達成 ・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も取組を継続し、リサイクル施設の整備推進に努める必要がある。
施策5-4 札幌市発注工事における建設系廃棄物の再生利用の推進	本市発注工事から発生する建設系廃棄物については、「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等に基づき、減量化や再生利用を実行している。 ・各発注部局ごとに目標値が定められており、目標の達成状況等については札幌市ホームページにおいて公開されている。	(達成) おおむね達成 ・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・各発注部局が定めた目標値をおおむね達成することができた。今後も各部局と事業廃棄物課が連携し再生利用を推進する。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート④

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
重点施策 6. 市の処理施設の受入品目および処理料金の見直し (達成)・おおむね達成・未達成		
施策6-1 市の処理施設の受入品目および処理料金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、清掃工場・破碎工場、ごみ資源化工場及び埋立処理場の産業廃棄物処理手数料、事業系一般廃棄物処理手数料を改定した。 	(達成)・おおむね達成・未達成 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、社会情勢の変化等に応じ、本市処理施設における受け入れ品目及び処理料金の見直しを検討することで排出抑制を図っていく。
重点施策 7. 産業廃棄物処理状況の情報提供 (達成)・(おおむね達成)・未達成		
施策7-1 産業廃棄物の排出、処理状況の推計、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 各年度における、札幌市内で発生する産業廃棄物の排出量や処理量等について推計し、ホームページ上に公表した。 平成26年度には、「札幌市産業廃棄物処理実態調査推計・検討業務」を行った。調査結果は、公表の準備が整い次第、順次公開する予定である。 	(達成) (おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> 各年度における、札幌市内の産業廃棄物処理状況を推計し、ホームページ上での情報提供を行った。今後、上記実態調査の結果公表の準備が整い次第、順次公開する予定である。
重点施策 8. 特別管理産業廃棄物の適正処理 (達成)・(おおむね達成)・未達成		
施策8-1 廃石綿等(飛散性アスベスト)に係る指導	<ul style="list-style-type: none"> 廃石綿等を最終処分場で受け入れる際は、事前の申込制度とし、この徹底を図った。 アスベスト除去工事は、大気汚染防止法に基づき届出が必要であることから、上記の事前申込制度や当該届出書等を活用し、必要に応じ立入り調査等を行い、適正処理を指導した。 アスベスト除去工事については、平成18年度には285件の届出があったが、平成26年度は128件の届出となっている。 	(達成)・(おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適正処理を指導していく。
施策8-2 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物に係る指導	<ul style="list-style-type: none"> PCB廃棄物保管事業場は札幌市内に約500か所あり、立入調査は、平成22年度に304件、平成23年度に390件、平成24年度に392件、平成25年度に386件、平成26年度に416件実施し、必要な指導を行った。 平成25年度から市内全事業者を対象とした、PCB廃棄物の使用・保管状況に関する実態把握調査を順次進めている。 	(達成)・(おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> 今後も適正な保管と処理の指導並びに使用及び保管状況に関する実態把握調査を継続する。
施策8-3 感染性廃棄物に係る指導	<ul style="list-style-type: none"> 排出量や病床数の多い医療機関を毎年10～20件程度抽出し、立入調査により感染性廃棄物等の分別状況の確認や排出状況の調査を行い、適正な保管と処理を指導した。 適正な処理を指導するため、感染性廃棄物マニュアルを3,200部作成し、病院・診療所等の医療機関へ配布した。 	(達成)・(おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> 今後も主に医療機関を対象に、感染性廃棄物の適正な保管と処理を指導する。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート⑤

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
重点施策 9. 不法投棄等防止対策の推進 (達成)・おおむね達成・未達成		
施策9-1 不法投棄等防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・監視体制として、不当投棄パトロール車による巡回監視、夜間パトロールの委託を行った。 ・不法投棄ボランティア監視員制度は、平成17年に清田区で発足後、全市に拡大し、平成27年3月末時点で458名が監視員となっている。 ・平成23年より、事業者との不法投棄監視協力等に関する協定を締結している(現在6団体)。 ・不法投棄多発箇所には監視カメラを設置している。 ・消防局のヘリコプターにより、春・秋の年2回、上空から監視を行っている。 	(達成)・おおむね達成・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄事案の件数は平成22年度から平成25年度まで増加の傾向を示していたが、平成26年度には減少し、1,184件となっている。 ・家電リサイクル法の対象となる家電4品目の不法投棄台数は平成23年度に3,231台をピークに減少傾向にあり、平成26年度は1,525台であった。 ・本市で把握した不法投棄案件のうち、実行者が判明したものについては、北海道警察に通報しており、直近5年の合計で106件(年間10～30件程度)通報した。
施策の柱：2 市域内処理の推進 (達成)・(おおむね達成)・未達成		
重点施策 10. 市内処理施設の活用 (達成)・(おおむね達成)・未達成		
施策10-1 市内処理施設の能力を活用した市域内処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市発注の公共工事で発生する建設副産物に処理については、契約時の特記仕様書に、本市内の再資源化施設へ搬入することを明記し、市域内処理の推進に努めている。 	(達成) (おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・本市発注工事においては、市域内処理の推進を図ることができた。今後は、排出事業者関係団体等に対しても、市域内処理の更なる推進の周知を図っていく必要がある。
施策10-2 札幌市発注工事における市域内処理の率先実行	<ul style="list-style-type: none"> ・本市発注の公共工事で発生する建設副産物の処理については、契約時の特記仕様書において、本市内の再資源化施設へ搬入することとしている。 ・札幌市発注工事で発生した建設系産業廃棄物の市域内処理率は、94%以上の高い値で推移している。 	(達成)・(おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も現在の市域内処理率を維持するため、取組を継続する。
施策10-3 優良処理事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・施策4-1、4-2において示したとおり 	(達成) (おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、取組を継続し、優良処理業者の育成に努める必要がある。
重点施策 11. 処理施設設置の際の市の協力 (達成)・(おおむね達成)・未達成		
施策11-1 ガイドラインに基づく市の協力事項の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドラインに基づき、市街化調整区域における産業廃棄物処理施設設置(1件)及び施設変更(2件)に係る協議を完了し、当該施設及びこれらに関連する建築物等の建築を認めた。 (※札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会に諮ったものに限る。) 	(達成)・(おおむね達成)・未達成 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、当該ガイドラインに基づき市内に必要な産業廃棄物処理施設の円滑な設置等を進めていく必要がある。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート⑥

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
施策の柱：3 産業廃棄物処理に係る地球温暖化対策の推進		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
重点施策 12. 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出抑制		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
施策12-1 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の把握	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に「産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策調査業務」を行い、収集運搬業者及び中間処理業者における、産業廃棄物の処理に伴う温室効果ガス排出量を調査した。 調査の中で、温室効果ガスの排出量削減には、収集運搬業者においては「エコドライブ装置を導入」すること、また中間処理業者においては「重機のアイドリングストップ」などを行うことが効果的であることを把握した。 調査結果をもとに、産業廃棄物処理業者向けのパンフレット「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」を作成した。作成したパンフレットは産業廃棄物処理業者（1900事業者）に配布を行うとともに、ホームページに公開した。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬業者及び中間処理業者それぞれにおける、効果的な温室効果ガスの排出量削減方法を検討することができた。 また、「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」を作成し、収集運搬業者及び中間処理業者に、広く周知することができた。
重点施策 13. 産業廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出抑制		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
施策13-1 焼却施設の熱回収認定制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年の廃棄物処理法改正により、熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事等の認定を受ける「熱回収施設設置者認定制度」が平成23年4月から運用されることとなった。本市では平成23年度に熱回収認定制度に関するホームページ上で周知を行った。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> 現時点まで市内に熱回収認定施設は設置されていないが、リサイクル団地参入企業から熱回収施設の設置について相談を受けるなど、施設設置及び認定に向かう動きが見られる。
施策13-2 エコドライブ及び次世代自動車導入等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境計画課において、エコドライブ推進のためのパンフレットを作成、事業者向けの講習・指導者教育のための認定講習及び札幌市次世代自動車購入等補助制度等を実施しており、ホームページ等で周知している。 事業廃棄物課においては、施策12-1でも述べたパンフレット「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」において、エコドライブの推進を求める項目を含めた。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> 作成した「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」を産業廃棄物処理業者の1900事業者に対して送付し、またホームページにも公開することで、エコドライブの意識高揚を図り、今後の温室効果ガスの排出量削減に期待が持てると考えられる。 また、天然ガス自動車等の次世代自動車導入に関する各種支援制度をホームページに公開することで、次世代自動車の普及に期待が持てると考えられる。
施策13-3 温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集の作成	<ul style="list-style-type: none"> 施策12-1において示したとおり。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> 「温室効果ガス排出量削減方法の優良事例集」を作成し、産業廃棄物処理業者に対して、温室効果ガス排出量の削減方法についての優良事例を、広く周知することができた。

第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画 重点施策に関する評価シート⑦

札幌市の重点施策	実施報告	評価と課題
施策の柱：4 大規模震災発生時のがれき等処理体制構築		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
重点施策 14. 大規模震災発生時のがれき等処理体制構築		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
施策14-1 震災がれき等の処理の実務調査	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合に備え、震災廃棄物の処理については、平成22年7月に策定した「がれき（震災廃棄物）マニュアル」に基づき対応することとされていたが、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を鑑み、当該マニュアルを、東日本大震災におけるがれき処理の知見を踏まえ、より実践的な内容に改定する必要があるとの認識に至った。 ・平成25年度に、東日本大震災の被災地である岩手県及び宮城県に担当者を出張させ、被災地の現地調査を行い、調査結果等をもとに、「札幌市がれき（震災廃棄物）処理実施要領」を策定した。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> ・新たに策定した「札幌市がれき（震災廃棄物）処理実施要領」は、これまでの処理マニュアルよりも、より詳細に具体的な対応を示している。
施策14-2 震災がれき等の処理シミュレーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に、札幌市地域防災計画（地震災害対策編）に基づき、月寒断層に起因する大規模な震災が発生した場合のがれき等の処理について、あらかじめ必要な想定を行うことで、速やかで適切な災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施するための体制を構築することを目的とし、「札幌市で大規模な震災が発生した場合に備えるがれき等処理シミュレーション業務」を実施した。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> ・シミュレーションにより抽出した課題等は施策14-1で述べた「札幌市がれき（震災廃棄物）処理実施要領」に反映させた。
重点施策 15. 関係機関との連携強化		(達成・ おおむね達成 ・未達成)
施策15-1 関係団体等との協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・施策14-2で述べた震災がれき等の処理シミュレーションの結果、市内外の民間産業廃棄物処理施設の協力が必要であることが判明した。 ・北海道の産業廃棄物処理業者の業界団体である公益財団法人北海道産業廃棄物協会と、札幌市で大規模な震災が発生した場合のがれき処理に係る協力体制を構築するため協議を行い、平成26年3月に、公益社団法人北海道産業廃棄物協会との間で「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」を締結した。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> ・今後は協定に基づく協力体制が有効に機能するよう、災害時の連絡体制を整備する必要がある。
施策15-2 北海道、近郊自治体等との震災時の相互協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・施策14-2で述べた震災がれき等の処理シミュレーションの結果、大規模な地震災害が発生した状況下では、周辺市町村も甚大な被害を受けることが想定され、近郊自治体との連携強化が必要であることが判明した。 ・札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村の7市町村で構成する札幌圏廃棄物対策連絡会議において、札幌圏内に設置されている廃棄物処理施設の合同調査や平成23年から3年間に渡り、協力体制のあり方について協議を行った。 ・平成26年2月に、上記7市町村の間で、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結した。 	(達成・ おおむね達成 ・未達成) <ul style="list-style-type: none"> ・今後は協定に基づく協力体制が有効に機能するよう、災害時の連絡体制を整備する必要がある。